

## 令和7年度山武健康福祉センター運営協議会議 質疑応答要旨

### 【事前質問】

#### ○ 事前質問 1

(A 委員)

住宅宿泊事業について、山武地域においても、年々住宅宿泊（民泊）事業者の施設が増加しているが、その監視指導にどのように取り組んでいるのか。また、近隣者からの苦情等の状況はどうなつか。

(事務局)

千葉県では県庁衛生指導課が総合窓口となり、住宅宿泊事業者からの届出や定期報告の受理、苦情対応等を行っております。

なお、県庁又は保健所に苦情があった場合は、内容を精査したうえで事業者等へ連絡、必要に応じて立入検査を実施し事業者等に指導を行っております。

また、今年度保健所に寄せられた苦情は1件、昨年度は0件でした。今年度の苦情1件につきましては、住民からの騒音に関するものであり県と情報共有し対応いたしました。

(A 委員)

民泊事業は、139ページにも記載されているとおり、年々、この地域でも増加しています。

苦情件数は1件だったということですけれども、正直に言うと各市や町に苦情がきております。

これは例えば、経営者や利用者が外国の方であったり、現地の駐在員がいないといったような事情があって、非常に市町が対応に困っていたり、近所から不安が出ているということである。

立入検査件数は令和4年度に1件のみであるが、正直に言って、把握をされてないというのが状況であるため、これだけの数増えてきているので、近隣の住民不安を払拭するためにも、ぜひ衛生指導課も含め、もう少し、把握、監視業務に力を入れていただきたいと要望して終わります。

#### ○ 事前質問 2

(B 委員)

令和6年度事業年報の124ページにある食品営業施設の状況で飲食店営業の令和6年度廃業件数が多い訳について

(事務局)

令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、現在、食品営業施設は法改正前の営業許可施設（以下、旧法許可施設）と法改正後の営業許可施設（以下、新法許可施設）が混在している状況です。毎年新法許可施設の件数が増加しているところであります、令和6年度末時点では、全許可施設の約3分の2にあたる、施設が新法許可施設となっています。

御質問にありました、廃業件数の増加については、上記の理由により母数である新法許可施設数が令和5年度は1427施設であったところ、令和6年度は1792施設に増加したため、廃業件数も増加していると考えられます。

### ○ 事前質問3

(B 委員)

難病と言われているパーキンソン病について前兆、原因等ありますか。

(事務局)

当センターは指定難病を専門的に診断・治療している機関ではありませんので、一般的に言わ  
れていることについて回答させていただきます。

パーキンソン病は「手の震え」や「転びやすさ」、「筋肉のこわばり」など主に運動機能障害の  
症状があると言われていますが、前兆、つまり前触れ症状には、便秘・頻尿・汗の異常等の【自  
律神経に関する症状】や、意欲の低下、気持ちの落ち込み、不安等の【精神面に関する症状】、  
手足の痛みやしびれ、嗅覚の異常（匂いがわかりづらい）等の【感覚に関する症状】があると言  
われています。ただし、これらの前触れ症状は他の疾患に起因する場合も考えられるため、パー  
キンソン病に特有の前触れとは限りません。

次に、パーキンソン病の「原因」についてですが、原因としては、大脳の下にある中脳の黒質  
ドパミン神経細胞が減少して起こるとされています。ドパミン神経が減ると体が動きにくくな  
り、ふるえが起りやすくなります。ドパミン神経細胞が減少する理由はわかっていませんが、  
現在はドパミン神経細胞の中にアルファ-シヌクレインというタンパク質が凝集して蓄積し、ドパ  
ミン神経細胞が減少すると考えられています。このアルファ-シヌクレインが増えないようにする  
ことが、治療薬開発の大きな目標となっているようです。

## 【質疑応答】

### ○ 質問1

(C 委員)

災害用備蓄医薬品について、13市と8地域で医薬品の内容は同一か。

(事務局)

備蓄医薬品は、災害時に県内の救護所又は病院で使用することを目的として分散備蓄しているため、内容は同一です。

### ○ 質問2

(B 委員)

備蓄医薬品の内容の見直しの頻度はどうか。

(事務局)

頻度は定められておらず、必要に応じて適宜行っています。

なお、見直しにあたっては、県薬務課が県医師会等と協議を行っており、国の通知等も参考としています。

### ○ 質問3

(B 委員)

市町の診療所には備蓄医薬品の内容について周知しているか。

(事務局)

これまで、保健所から医療機関に対しては周知しておりませんでした。

今後、備蓄医薬品の搬送マニュアルの改訂予定があるため、改定の通知と併せて、医師会及び病院への周知を行うことにいたします。

なお、搬送マニュアルの改訂を行った令和4年度には、県薬務課から次の団体の長に対して、マニュアル及び備蓄医薬品の一覧を送付しております。(公社)千葉県医師会長、(一社)千葉県薬剤師会長、(一社)千葉県病院薬剤師会長、(一社)千葉県薬業会長、(一社)千葉県医薬品配置協会長、(一社)千葉県製薬協会長、(一社)日本産業・医療ガス協会長、千葉県医薬品卸協同組合長、千葉県医療機器販売業協会長、千葉県医療機器工業会長(現在解散)